

令和3年1月 4日

行政書士 各位

神奈川県運輸支局  
登録担当

### 申請書に係る押印の見直しに関する取扱いについて

平素より国土交通行政にご理解ご協力頂き誠にありがとうございます。  
今般、「規制改革推進実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、  
規制改革推進会議から示された「行政手続きにおける書面主義、押印原則、  
対面主義の見直しについて(再検討依頼)」において、「押印の必要性を厳しく  
検討し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する」ことが求められたと  
ころであります。

これを受け、これら法の趣旨と今般の押印見直しの意義との双方を踏まえ、  
以下のとおり自動車登録業務等における押印等の見直しを図ることとしまし  
た。

- ① 自動車の所有権・抵当権の得喪に関する登録申請書  
(新規登録・移転登録・抹消登録・抵当権の登録等)  
⇒従来同様、印鑑に関する証明書の添付とともに押印(実印)を求める
- ② 上記①以外の登録申請書(変更登録等)  
⇒押印を不要とする
- ③ 署名  
⇒上記①及び②いずれの場合も、不要とする(記名のみで可)。
- ④ 封印委託及び回送運行許可の申請書  
⇒押印を不要とする(記名のみで可)

また、詳細につきましては、別添自動車登録業務等実施要領を参考にしてく  
ださい。

ご不明な点等ございましたら、行政相談窓口又は企画係窓口へお問い合わせ  
ください。